

## (一社) 岐阜県畜産協会

### 飼料価格高騰対策緊急支援事業実施規定

#### 第1 趣旨

飼料価格の高騰が畜産経営を圧迫しているなか、長期にわたる飼料価格高騰の影響を緩和し、再生産可能な畜産経営を維持するため、(一社)岐阜県畜産協会(以下「協会」という)が県から補助を受けて、畜産生産者が自ら配合飼料の使用を削減する取組に対し奨励金を交付することで、飼料価格高騰の影響を緩和することを目的とし、その実施は、県の要綱及び要領で定めるもののほか、この実施規定の定めるところによる。

#### 第2 定義

この規定において、「配合飼料価格安定基金」とは、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2(1)に定める基金をいう。

#### 第3 奨励金の交付

##### 1 令和5年7月から9月分

###### (1) 奨励金の交付対象数量

事業参加者が岐阜県内で飼養している家畜に対して加入する、配合飼料価格安定基金における令和5年7月から9月の3か月分の補填対象数量とする。

###### (2) 奨励金交付単価

交付する奨励金の単価は、7,000円/トン以内とする。

###### (3) 奨励金の前払い

事業参加者は令和5年度7月から9月の3か月分の契約数量の2分の1を上限に交付単価を乗じた額の前払いを受けることができる。

##### 2 令和5年10月から12月分

###### (1) 奨励金の交付対象数量

事業参加者が岐阜県内で飼養している家畜に給与する配合飼料のうち、配合飼料価格安定基金における令和5年10月から12月の3か月分の契約数量又は補填対象数量のどちらか低い方とする。

輸入粗飼料の交付対象数量は、別添2の計算式により算定される数量とする。ただし、補填金の交付がない場合は別途定めることとする。なお、事業実施主体が特に必要と認める場合は、この限りではない。

###### (2) 奨励金交付単価

交付する奨励金の単価は、12,200 円／トン以内、輸入粗飼料分は10,300 円／トン以内とする。

#### 第4 事業要件

奨励金の交付対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 岐阜県内で家畜を飼養し、令和5年度の間、継続して家畜の飼養を行う見込みがあること。
- (2) 配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づき、令和5年度の数量契約を締結していること。
- (3) 別添1に掲げる配合飼料の使用削減に資する取組を1つ以上取り組むこと。  
なお、10月から12月分で輸入粗飼料の奨励金を申請する場合については2つ以上取り組むこと。

#### 第5 事業の実施

##### 1 令和5年7月から9月分

- (1) 奨励金の交付を申請しようとする者は下記の書類を協会あてに提出するものとする。
  - ①事業参加申請書（別添様式①号）
  - ②奨励金の振込先口座（通帳の表紙と1ページ目）の写し
- (2) 1項の書類の提出期限は令和5年9月15日までとする。
- (3) 協会は、1項の申請書に基づき申請者に通知（別添様式②号）のうえ奨励金前払い交付を行う。
- (4) 事業参加者は令和5年7月から9月の3か月分の補填対象数量が確定した場合に下記書類を各協会に提出するものとする。
  - ①事業実施報告書（別添様式③号）
  - ②第2四半期の配合飼料価格差補填金の交付通知書の写し
  - ③奨励金の振込先口座（通帳の表紙と1ページ目）の写し
- (5) 上記（4）の書類の提出期限は令和5年12月15日までとする。
- (6) 協会は、上記（4）の報告書に基づき申請者に通知（別添様式④号）のうえ奨励金残額交付を行う。

##### 2 令和5年10月から12月分

- (1) 協会は、令和5年7月から9月分の事業参加者は、令和5年10月から12月分の事業参加申請があった者とみなす。
- (2) 事業参加者は令和5年10月から12月の3か月分の補填対象数量が確定

した場合に下記書類を各協会に提出するものとする。

- ①第3四半期分事業実施報告書（別添様式⑤号）
- ②第3四半期の配合飼料価格差補填金の交付通知書の写し（事業参加者の名称、補てん契約数量、補てん対象数量の記載がわかるもの）
- ③令和5年7月から9月分と振込先を変更する場合は、奨励金の振込先口座（通帳の表紙と1ページ目）の写

（3）上記（2）の書類の提出期限は令和6年2月16日までとする。

（4）協会は、（2）の報告書に基づき申請者に通知（別添様式⑥号）のうえ奨励金の交付を行う。

## 第6 奨励金の返還

協会は奨励金を受けた者が次の各号の一つに該当すると認めるときは、補助金の全部もしくは一部の返還を求めることができる。

- （1）県の要綱、要領、および本規定に違反したときと認められるとき。
- （2）奨励金交付の条件に違反したとき。
- （3）その他不正行為があったとき。

## 第8 その他

この規定に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めることができるものとする。

## 附 則

この規定は、令和5年6月30日から施行する。

この規定は、令和5年11月17日から施行する。

この規定は、令和6年1月4日から施行する。

別添 1（第 4 の（3）関係）

配合飼料の使用削減に資する取組

取組事項	取組内容
① 自給飼料生産の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草地造成等を行い、生産基盤を拡大する。</li> <li>・ 自給飼料の作付面積を拡大する。</li> <li>・ 奨励品種を活用し、単収向上を図る。</li> </ul>
② 飼料用米等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家配合等により、国内で生産された飼料用米・子実トウモロコシを利用する。</li> <li>・ 稲WCSを利用する。</li> </ul>
③ エコフィードの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコフィード等未利用資源を飼料として利用する。</li> </ul>
④ 公共牧場の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共牧場等を活用し、放牧を行う。</li> </ul>
⑤ 飼料効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アミノ酸・乳酸菌など飼料添加物を使用等により、飼料効率を向上する。</li> </ul>
⑥ 飼養頭羽数の縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期出荷や畜舎空舎期間の延長等により、一時的に飼養頭羽数を縮小する。</li> </ul>
⑦ その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記①～⑥以外で、事業参加者が配合飼料の使用量削減につながる独自の取組を行う。</li> </ul>

別添 2（第 3 の 2（1）関係）

輸入粗飼料の対象数量算出方法

対象数量(t) = 配合飼料の奨励金交付対象数量(t)

× 粗飼料給与比率（酪農 2.0、肉用牛繁殖 3.33、肉用牛肥育 0.29）

× 粗飼料輸入率（0.22）

※ 配合飼料の奨励金交付対象数量 = 配合飼料価格安定基金における令和 5 年 10 月から 12 月の 3 か月分の契約数量又は補填対象数量のどちらか低い方

※ 肉用牛一貫経営においては、常時飼育頭数に応じて配合飼料の奨励金交付対象数量を案分する。